

三監告示第5号

定期監査結果に関する報告の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、定期監査を三条市監査基準に準拠し実施したので、同条第9項の規定により本書のとおり公表します。

令和4年11月29日

三条市監査委員 長 橋 昇

三条市監査委員 椛 澤 綾 子

三条市監査委員 佐 藤 和 雄

記

- | | |
|---------|---------------------|
| 1 監査の対象 | 「定期監査結果に関する報告書」のとおり |
| 2 監査の期間 | 同 上 |
| 3 監査の方法 | 同 上 |
| 4 監査の結果 | 同 上 |

定期監査結果に関する報告書

1 監査の対象 令和3年度及び令和4年度における市民部市民窓口課、地域経営課、生涯学習課及び環境課所管（分掌）事務に係る財務に関する事務の執行状況

2 監査の期間 令和4年9月16日から同年11月29日まで

3 監査実施委員 長 橋 昇
椛 澤 綾 子
佐 藤 和 雄

4 監査の方法

定期監査は、令和3年度及び令和4年度における財務に関する事務の執行状況について、その執行事務の一部を抽出し、関係証書類を審査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

5 監査の結果

事務事業は、おおむね適正に執行されていた。

なお、軽微な事務処理の誤り等で特に記述すべき事項は、次のとおりである。

- (1) 文書事務において、補助金の交付決定などに係る不適切な事務処理、收受日付印漏れ等の事例があった。
- (2) 現金出納事務において、現金等出納簿の記載誤り、現金を長期間金庫に保管していた等の事例があった。
- (3) 旅費支給事務において、未支給の事例があった。